

○経済産業省告示第 号

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により
経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究（平成十三年経済産業省告示第
七百六十一号）は、令和七年十月八日限り廃止する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名